

「相続」完全攻略まとめ

人が死亡したとき、その人の財産(プラスの財産もマイナスの借金も)を家族などが引き継ぐ制度が「相続」です。

1. 誰がどれだけもらえる？(法定相続人と法定相続分)

被相続人(亡くなった人)の配偶者は「常に」相続人になります。それ以外の血族には順位があり、上の順位がいる場合は下の順位の人には相続人になれません。

- 第1順位(配偶者と子): 配偶者 1/2、子 1/2
- 第2順位(配偶者と親等の直系尊属): 配偶者 2/3、親 1/3
- 第3順位(配偶者と兄弟姉妹): 配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4

2. 相続人が先に死んでいたら？(代襲相続)

本来相続人になるはずだった「子」や「兄弟姉妹」が、被相続人より先に死亡していた場合、その人の子ども(孫や甥・姪)が代わりに相続権を引き継ぎます。

- 【超重要ひっかけ】: 相続人が**「相続放棄」をした場合、代襲相続は起きません** (初めから相続人ではなかったことになるため)。死亡・欠格(不正をした)・廃除(虐待などで相続権を奪われた)の場合のみ代襲相続が起こります。

3. 借金が多い場合の選択肢(承認と放棄)

相続人は、自分が相続人になったことを知った時から**「3ヶ月以内(熟慮期間)」**に、以下のいずれかを選択します。一度選ぶと撤回できないため注意が必要です。

- 単純承認: プラスもマイナスも全て引き継ぐ(※相続財産を勝手に売却・処分すると、単純承認したとみなされます)。
- 限定承認: プラスの財産の範囲内でマイナスの借金を返す(※相続人**「全員」**で家庭裁判所に申述する必要があります)。
- 相続の放棄: 一切の財産を引き継がない(初めから相続人ではなかったことになるため、単独でできます)。

4. 遺言と最低限の取り分(遺留分)

遺言書があれば、法定相続分よりも遺言が優先されます。しかし、「全財産を第三者に譲る」などの極端な遺言で残された家族が路頭に迷わないよう、近しい遺族には最低限の取り分** (遺留分)** が保障されています。

- 【要注意】: 「兄弟姉妹」には遺留分がありません。
- 遺留分を侵害された場合、財産そのものを返せというのではなく、**「金銭(お金)」**で払ってくれと請求することになります(遺留分侵害額の請求)。

5. 残された配偶者を守る「配偶者居住権」

亡くなった夫の家に妻が住んでいた場合、家そのものの所有権は他の人が相続しても、妻は**「配偶者居住権」** という権利を取得することで、そのまま無償で家に住み続けることができます。高齢の配偶者が住む場所を失わないための大切なルールです。